政令

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年八月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十五号

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第一号、第四十条第四項、第七十二条第二項第三号及び第四号、第百二条第四項、第百二十四条の三、第百二十五条並びに第百二十六条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第一項及び第四項、第二十条の六第一項並びに第二十条の十二、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第十一項及び第百六十条並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方の組合」の下に「「私学共済制度の加入者」」を、「「地方の組合」」の下に「「私学共済制度の加入者」」を加える。

第二条第一項中「次に掲げる者」の下に「（二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるものを除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第七号から第九号までに掲げる者にあつては、地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

第二条第一項第七号中「勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間」を「勤務時間」に改め、同項に次の二号を加える。

八　前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常勤職員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

九　前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ　一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ　報酬月額（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について、法第四十条第八項及びこの政令第十一条の二の二の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の財務省令で定める者でないこと。

第二条第二項第一号中「臨時的に任用された者」を「臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が定めるもの

ロ　地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

第二条第二項第二号中「臨時的に任用された者」を「臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が定めるもの

ロ　地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

第二条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第一号又は前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　国家公務員法第八十一条の四第一項その他財務省令で定める規定により二月以内の期間を定めて採用された者であつて財務大臣が定めるもの

第十一条の二中「第三〇級」を「第三一級」に、「第三一級」を「第三二級」に改める。

第十一条の三の四第九項中「（法第五十五条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。）」を削る。

第十二条中「第七十二条第二項に」を「第七十二条第二項（第三号及び第四号を除く。）に」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第七十二条第二項第三号に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、第二条第一項第七号に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者とする。

3　法第七十二条第二項第四号に規定する臨時に使用される職員その他の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一　国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者

二　国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者

三　国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で前二号に掲げる者に準ずるもの

第二十五条の四第二項中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第四十四条の五第一項中「若しくは第四号の六」を「、第四号の六若しくは第七号から第九号まで」に改め、同条第二項中「第二条第二項第一号、第二号若しくは第四号」を「第二条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改め、同条第四項中「第十一条、」を「第十一条、第十二条第二項及び第三項、」に、「第二十三条及び」を「第二十三条並びに」に改め、同項の表第十一条第一項の項の次に次のように加える。